特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	生活保護に関する事務						
	生活困窮者の最低生活の保障とその自立の助長を図るため、国が定めた基準に基づき困窮の程度に応じ必要な扶助費を支給するものである。また、関係機関等との連携を図りながら他法他施策の活用や、傷病治癒、就職等の促進を図る。						
②事務の概要	藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。						
	(1) 生活保護法による保護の決定及び実施 (2) 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給 (3) 保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務						
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、生活保護サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等						

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表23の項、番号法 附則第6条第4項第2号
太 市工の依拠	生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	利用特定個人情報の提供に関する (表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、37、40、4	2、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、 、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	生活援護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活援護課 0466-50-3572						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	17年8月26日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年8月26日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[基礎	項目評価書]		1) 2)	選択肢> 基礎項目評価: 基礎項目評価: 基礎項目評価:	書及び	重点項目評価書 3全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関につい	ヽては、それぞれ	し重点項目評価	i書又は全項目	評価書においる	て、リス	くク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて 十分である 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用 (選択肢) 自的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紹供はが、「							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1)			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて 十分である 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				I]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて 十分である 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	根提供ネットワー	-クシステムを道	通じた提供を除	:(。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	1)	選択肢> 特に力を入れて 十分である 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続した	ない(入手)	1]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて 十分である 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れる 十分である 理題が確される		

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない								
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会において、4情報が完全一致している場合のみ、マイナンバーを取得しているため。 保管・及び管理については、申請書にマイナンバーが記入されていた場合は、即時鍵付きのキャビネットに格納し、紛失防止に努めており、加えて各申請書に付番し、抜けがなく附番通りに保管されているか、逐次確認している。						

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 (6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 (7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 (8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	めており、加えて各申請書に	付番し、抜けがなく附番 廃棄するもののみをデ	時鍵付きのキャビネットに格納し、紛分通りに保管されているか、逐次確認し 一タ突合により適切に抜き出し、書庫	ているた	

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 (2)所属長 II しきい値判断項目 1.対象	矢後 裕	矢田 洋一	事後	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 人数	平成26年10月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	人数 耳しきい値判断項目 2取扱 多数	平成26年10月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I しきい値判断項目 1.対象	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	人数 IIしきい値判断項目 2取扱	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	者数 I関連情報 8.特定個人情報	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1	事後	
	ファイルの取扱いに関する問 I 関連情報 5.評価実施機関	藤沢市役所 福祉部 生活援護課	藤沢市役所 福祉健康部 生活援護課		
平成29年4月1日	における担当部署 I 特定個人情報ファイルを取	福祉部 生活援護課	福祉健康部 生活接護課 (2) 就労自立給付金及び進学準備給付金の支	事後	
平成31年2月28日	り扱う事務 ②事務の概要 I 関連情報 5.評価実施	(2) 就労自立給付金の支給	給	事後	AT TO A A 10 - A T 1 - 10 T A
平成31年2月28日	1 関連情報 5.評価美能 機関における担当部署 ②所	生活接護長 矢田 洋一	生活援護課長	事後	評価書の様式変更に伴う記 載の変更のため、重要な事項 評価書の様式変更に伴う記
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記 載の変更のため、重要な事項
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 I 関連情報	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	0466-25-1111(内)3264	0466-50-3572	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前
令和2年3月13日	1. 対象人数 II しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	の再実施 評価実施後5年を経過する前
令和3年3月12日	2. 取扱者数 I 関連情報	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第7号及び別表第二	事後	の再実施
	4. 情報提供ネットワークシス I 関連情報5. 評価実施機	(別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠)		
令和3年6月9日	関における担当部署 ①部署 I 関連情報8. 特定個人情	福祉健康部 生活接護課	福祉部 生活援護課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する I 関連情報	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 生活援護課 番号法第19条第7号及び別表第二	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活援護課 番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス IVリスク対策	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更
令和3年12月16日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報	保健福祉総合システム(福祉共通管理システル、生活保護サブシステル)	保健福祉総合システム(福祉共通管理システ	事前	
令和4年12月16日	1. 特定個人情報ファイルを I 関連情報	ム、生活保護サブシステム) 番号法第9条第1項及び別表第一 15の項	ム、生活保護サブシステム) 番号法第9条第1項及び別表第一 15の項、	事前	
令和4年12月16日	3. 個人番号の利用 I 関連情報	番号法第19条第8号及び別表第二	番号法 附則第6条第4項第2号 番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
令和4年12月16日	4. 情報提供ネットワークシス II しきい値判断項目	(別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠)		
	1. 対象人数 II しきい値判断項目	令和2年1月31日時点	令和4年11月30日時点	事前	
令和4年12月16日	2. 取扱者数 IV リスク対策	令和2年1月31日時点	令和4年11月30日時点 []委託しない	事前	
令和4年12月16日	4. 特定個人情報ファイルの	[〇]委託しない	十分である 番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
令和5年12月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (2) 就労自立給付金及び進学・就職準備給付	事後	
令和6年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	(2) 就労自立給付金及び進学準備給付金の支 給	(2) 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給	事後	
令和6年6月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別奏第二における情報性集の機能) 9,10,14,16,18,20,24,26,27,2 8,30,31,37,38,42,50,53,54,61, 62,64,70,87,90,94,104,106,10 8,113,116,120の項 別奏第二における情報服金の模型 26の項 場合は期間第6条第4項第2号 生活模提出第34条第5項、第6項、第80条の 4、第80条の5	番号法第19条第8号及び別表 番号法 開時第6条第4項第25号 生活整度蒸落44条第5項、第6項、第80条の 4、第80条の5	事後	
令和7年12月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 15の項、 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の 4、第80条の5	番号法第9条第1項及び別表23の項、 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の 4、第80条の5	事後	法令の題名等の形式的な変 更のため、重要な変更に該当 しない
令和7年12月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 2/法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 番号法期前第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の 4、第80条の5	番号法第19条第8号 行設手級におけら特定の個人を護別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基立で利用特定個人情報の提供に関する (場における機能の規模の規模 13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 43, 4 8, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 167, 168, 169, 170, 1 71, 172の類 報告法的分析報酬金の根拠 番号法開發系の条第4項配合 生活開發系の4項配合 4,第80条の5	事後	法令の題名等の形式的な変 更のため、重要な変更に該当 しない
令和7年12月11日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2取扱	令和4年11月30日	令和6年11月20日	事前	
令和7年12月11日	者数 Ⅱしきい値判断項目 1.対象	令和4年11月30日	令和6年11月20日	事前	
令和7年2月28日	1 しさい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2取扱	令和6年11月20日	令和7年2月27日	事前	
令和7年2月28日	者数 IIしきい値判断項目	令和6年11月20日	令和7年2月27日	事前	
令和7年10月8日	1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月27日	令和7年8月26日	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和7年2月27日	令和7年8月26日	事前	I